

会費及び入会金に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第13条に規定する正会員、電子募集会員及び後援会員の会費並びに定款第21条に規定する正会員及び電子募集会員の入会金及び定款21条の2に規定する納付金について、その計算方法、納入方法等に関して必要な事項を定め、会費及び入会金の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。

(会費の金額)

第2条 会費は本協会の事業年度に基づいて決定することとする。

- 2 正会員は、会費として1事業年度当たり50万円を納入しなければならない。
- 3 電子募集会員は、会費として1事業年度当たり30万円を納入しなければならない。
- 4 後援会員は、会費として1事業年度当たり20万円を納入しなければならない。

(会費の納入方法等)

第3条 正会員、電子募集会員及び後援会員は、本協会からの請求に基づき、1事業年度当たりの会費を納入するものとする。

- 2 各事業年度の4月1日現在の正会員、電子募集会員及び後援会員は、原則として、各事業年度の4月25日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。

(新規入会時における会費の取扱い)

第4条 定款第19条の規定により、本協会に入会の承認を受けた正会員及び電子募集会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 入会の承認を受けた正会員及び電子募集会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。
 - 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。
 - 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。
- 2 新規に入会する後援会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。
 - 1 新規に入会する後援会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。
 - 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。
 - 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

(電子募集会員が正会員に会員区分を変更した場合等の会費の取扱い)

第5条 定款第21条の2第1項の規定に基づき電子募集会員が正会員になる場合には、会員区分を変更することとし、会費の取扱いを次のとおりとする。

- 1 電子募集会員は、正会員に会員区分を変更する日が属する月分まで、第2条第3項に基づく金額により、会費を納入しなければならない。
- 2 電子募集会員は、正会員に会員区分を変更する日の属する月の翌月分から、第2条第2項に基づく金額により、会費を納入しなければならない。
- 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

(退会会員の会費の取扱い)

第6条 定款第12条第2項の規定により会員権が消滅し退会した正会員及び電子募集会員は、退会日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定により納入しなければならない会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げる）するものとする。
- 3 当該事業年度の会費を納入した後に退会した正会員及び電子募集会員については、既に納入した会費の額から前2項の規定により算出した額を控除した額を返還するものとする。
- 4 納入、返還の時期及び方法は、本協会が指定する方法によるものとする。

(入会金)

第7条 正会員は、入会金として100万円を納入しなければならない。

- 2 電子募集会員は、入会金として、50万円を納入しなければならない。
- 3 前2項の入会金は、本協会に入会する日の属する月の翌月25日（休業日の場合は前営業日）までに、本協会の指定する方法で納入するものとする。
- 4 正会員は、前項の規定にかかわらず、申請により、本協会に入会する日の属する月の翌月25日まで及びその翌年の同月25日までの2回に分割して、入会金を納入することができる。

(同一グループ内の正会員又は電子募集会員の入会金の取扱い)

第8条 正会員又は電子募集会員と親子関係等の密接な関係にあると本協会が認める第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者が、当該正会員又は電子募集会員の入会后1年以内に正会員又は電子募集会員として入会する場合には、当該入会する場合の入会金の徴収を免除することとする。

- 2 親子関係等の密接な関係にあると本協会が認める複数の第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者が本協会に同時に入会する場合には、当該複数の第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者は、それぞれ、前条第1項又は第2項に規定する入会金の額から同時に入会する場合の第二種金融商品取引業者、登録金融機関又は第二種少額電子募集取扱業者の合計社

数で除した金額を、それぞれ納付すべき入会金とみなして納付することとする（除した際の千円未満の端数は切り上げるものとする）。この場合、前条第4項の規定は適用しない。

（会員区分の変更時の取扱い）

第9条 電子募集会員が正会員に会員区分を変更する場合には、会員区分の変更手数料として、第7条第1項の金額から同条第2項の金額を減じた金額を、本協会に納付することとする。

2 前項の納付された金額は、入会金とみなして処理を行うこととする。

3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

（入会金の管理）

第10条 本協会は、入会金について本会計とは別に管理を行うことができることとする。

付 則

（施行日）

1. この規則は、平成22年11月1日から施行する。

（設立時正会員の会費及び入会金の取扱い）

2. 本協会設立後、正会員となる設立時社員の初年度（平成22年11月から平成23年3月）の会費及び入会金の取扱いについては、第5条及び第8条に規定する取扱いに準じて行うものとする。ただし、入会金の納入期限については、本協会の指定する方法に従うものとする。

（本規則の見直し）

3. 本規則については、5事業年度程度を限りとする対応とし、その後は、変動的な会費の導入を含めた見直しの際に、所要の改正を行うこととする。

付 則（平成26年12月19日）

（施行日）

1. この改正は、第9条第4項、第10条第1項及び第2項を除き、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条本文に規定する日（平成27年5月29日）から施行する。

2. 第9条第4項、第10条第1項及び第2項の改正は、平成27年1月1日から施行する。なお、第9条第4項の規定は平成26年4月1日以後に入会した正会員から、第10条第1項の規定は平成26年4月1日以後に入会した正会員又は電子募集会員から、第10条第2項の規定は平成26年4月1日以後に同時に入会した正会員又は電子募集会員から、それぞれ適用する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条、第3条、第4条及び第5条を改正。
- (2) 第6条、第10条、第11条及び第12条を新設。
- (3) 旧第6条、旧第7条及び旧第8条を改正し各1条繰り下げ第7条、第8条、第9条とする。

付則（平成28年2月25日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第2条第4項を改正。
- (2) 旧第3条を削り、旧第4条から旧12条を各1条繰り上げ、第3条から第11条とする。
- (3) 旧第4条第1項及び第2項、旧第5条第2項本文及び第1号を改正。

付 則（平成30年3月30日）

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第2項を改正。
- (2) 第6条見出しを改正。旧本文及び旧1号を改正のうえ本文とする。旧第2号を改正のうえ第2項とする。第3項を新設。旧第3号を改正のうえ第4項とする。
- (3) 第7条を削り、第8条から第11条を1条ずつ繰り上げ、第7条から10条とする。
- (4) 旧第10条を改正。